

# K. H. ラウの『財政学の諸原理』初版 ——「初期ドイツ財政学」の Standardwerk の出現——

池田浩太郎

序論 本稿の課題

第1節 準備的考察

1. ドイツ財政学史上での二つの高まり
2. 「初期ドイツ財政学」とは
3. 「初期ドイツ財政学」の諸業績についての近年の研究
4. 「初期ドイツ財政学」の代表的業績：ラウの『経済学教科書』

第2節 ラウの経済学体系論

1. はじめに
2. ラウの経済学にたいする呼称
3. ラウの経済学体系——ラウの経済学三分法——について

第3節 ラウの財政学説

1. 『財政学の諸原理』の財政学史上の重要性
2. ラウ財政学とその基本的思考方法および財政学体系
3. ラウの国家経費論
4. ラウの国家収入論 1——国家諸収入一般——
5. ラウの国家収入論 2——租税論——
6. ラウの公債論および財政の組織論

序論 本稿の課題

カール・ハインリッヒ・ラウ Karl Heinrich Rau, 1792–1870 は、19世紀前半を中心に、かなり長期に亘ってハイデルベルク大学の経済学正教授として活躍し、ドイツおよびヨーロッパ大陸に君臨してきたドイツの経済学者、財政学者であった。

彼の財政学説をいわゆる「初期ドイツ財政学」die frühe deutsche Finanz-

wissenschaft グループの代表と見なし、彼の主著ともいいうる『経済学教科書』初版、全三巻、1826—1837年 *Lehrbuch der politischen Oekonomie*, 1. Aufl., 3 Bde., Heidelberg 1826–1837. に主として拠りながら、彼の財政学説の概要や特色について、個別的に内容的にやや詳しく紹介しようとするのが、本稿の主たる論述となるべき点である。

だが、この論述を多少とも意義あるものたらしめるためには、まず、ラウが果して19世紀前半の「初期ドイツ財政学」を代表する最重要な学者といえるであろうか。また、ラウの主著はいまあげた著作（特にその初版）と言い切ってよいのであろうか。これらの点等々について、予め明らかにしておく必要のある事項がいくつか存在しよう。

そして、これらを明らかにする作業を通じて、19世紀前半期におけるドイツ財政学の様相の一端をも、明らかにしておきたいと思う。

## 第1節 準備的考察

### 1. ドイツ財政学史上の二つの高まり

そのためにはまず、ラウも属する「初期ドイツ財政学」のグループとは、いつ頃の、またいかなる特色をもつ学風のものであったのか。これについて予めある程度明瞭にさせておかねばなるまい。

思うに近代西欧世界の財政思想やその学説の発展の流れの中で、ドイツ財政学は18世紀後半から19世紀後半に至るおよそ一世紀余りの間に、二度その高まりを見せ頂点に登りつめた、と考えてよいであろう。

その第1の頂点は、18世紀半ばより少し後に二人の代表的後期官房学者ユスティ Johann Heinrich Gottlob von Justi, 1717–1771 とゾンネンフェルス Joseph von Sonnenfels, 1733–1817 によって作り上げられた、大学での講義科目であり、かつ官僚行政的实践性をも備えた学問としての官房学体系の確立の時期である。いわばこの時期に、官僚行政の重要対象としての財政をその中心に含む官房学が、当時における最も代表的な社会科

学の一つとして一応の完成を見たわけである。

ドイツ財政学の西欧財政学における第2の頂点は、19世紀後半のいわゆる「ドイツ財政学の三巨星」を中心とする財政学的業績によって形成されたものである。これにはシュタイン Lorenz von Stein, 1815-1890 とシェフレ Albert Eberhard Friedrich Schäffle, 1831-1903 の業績、および特にアードルフ・ワーグナー Adolph Heinrich Gotthilf Wagner, 1835-1917 の国家の官僚行政的側面を重視する国民連帯的福祉国家論のもとでの、社会政策論的「大きな政府」観に立つ財政論の完成による所が大であった、と考えられる。

ワーグナー流のかかる財政学体系の確立は、いわばドイツの財政学の伝統的な行政論的・官房学的財政論の本流の、19世紀後半におけるその経済学的再生とも呼びうるものであったのだ。

## 2. 「初期ドイツ財政学」とは

ドイツ財政学の上述二つの頂点には含まれた時期の内、主として19世紀前半期を中心とするドイツ財政学説の主流は、一括して「初期ドイツ財政学」と呼ばれることもある。

この学説の理解のためには、まずドイツの伝統的・行政論的財政学である後期官房学の完成が、ドイツ財政学の西欧財政学における第1の頂点を形成して間なしに、アダム・スミスの『国富論』1776年が公刊され、それが極めて魅力ある最新の経済学説としてイギリスを中心に、当時としては驚くほどの大反響を西欧の学界や政治、経済、社会に呼びおこした点に、注目しなければなるまい。

スミス経済学説にもとづく、また個人主義的・自由放任的・経済効率的国家観にもとづく「小さな政府」論的スミス流財政論は、経済理論の一応用領域の学問として、直ちにスミスの母国イギリスの財政学を支配することになった。のみならず、やがてはフランス、さらには官房学の母国ドイ

ツの経済・財政学説をも襲うことになったのだ。

しかもスミス経済学説は、ナポレオン戦争の進展にともなうフランス軍のドイツ進駐と相呼応するかの如く、フランスのスミス学徒セエ Jean Batiste Say, 1767-1832 の経済・財政学説をも通して、特にドイツ西南部の大学に浸透することにもなったのである。

つれてドイツの大学教授の財政学説も、漸次官房学的な「大きな政府」論的・行政論的要素が追々と洗いおとされる。代ってそれは、スミスの古典派経済学にもとづく経済効率的「小さな政府」論的・自由放任的経済理論にもとづく財政学説へと、改造されるようにもなったのである。

19世紀のはじめ以来、官房学の祖国ドイツでも、漸次大学講壇で支配的となっていった19世紀前半のドイツにおける古典派経済学的傾向の財政学説保持のグループを、われわれもまた「初期ドイツ財政学」のグループと呼んでおこうと思う。

### 3. 「初期ドイツ財政学」の諸業績についての近年の研究

さて「初期ドイツ財政学」の諸業績を歴史的概観的に把握しようとするにあたり、便宜上、これを19世紀はじめの一世代間の諸業績、次いで次の一世代間のそれに分けて考察することも、またゆるされるであろう。

この場合、そもそも古い時代の、いわばドイツ財政学の沈滞期の産物ともいいうる「初期ドイツ財政学」の諸業績についての経済学史的・財政学史的の研究は、近年非常に乏しい点にまず注意すべきであろう。特に19世紀はじめの一世代間の財政学的業績についてのものは、最近では全くないといってよいほど研究文献に事欠いている<sup>1)</sup>。

---

1) 私の手許では、19世紀はじめから1830年頃までの「初期ドイツ財政学」的諸業績に、比較的詳しく立ち入った邦語研究文献は見あたらない。わずかに拙著『公債政策思想の生成と展開』千倉書房、平成3年の第2編、第4章「初期ドイツ財政学」の公債政策思想（前掲書、121-179ページ）では、公債論の側面からではあるが、「初期ドイツ財政学」の若干の重要原典の議論を紹介、批判している。すなわち、ヤーコプ『国家財政学』初版、1821年、Ludwig

1830年以降の一世代間の「初期ドイツ財政学」の諸業績についての最近の内外の研究文献もまた、ある特定学者、すなわち、ここで取りあげるはずのカール・ハインリッヒ・ラウの諸業績に関する研究文献を除いては、同じくあまりないようである<sup>1)</sup>。

---

Heinrich von Jakob, 1759–1827, *Die Staatsfinanzwissenschaft*,..., 1. Aufl., 2 Bde., Halle 1821. 後に内容を紹介するラウ『財政学の諸原理』初版, 1832年および1837年, ネーベニウス『公信用』初版, 1820年, 2版, 1829年, Friedrich Nebenius, 1784–1857, *Der öffentliche Credit*,..., 1. Aufl., Karlsruhe und Baden 1820, 2. Aufl., 1829. バルヌリ『国債一般論考』1833年, Christoph Bernoulli, *Beiträge zur richtigen Würdigung der Staats-Anleihen überhaupt*..., Karlsruhe 1833. の諸文献である。ただし、拙著においては19世紀の第1世代, 第2世代といった時代区分をしないで, 19世紀前半を中心とする時期の財政学的諸業績を一括してとらえている点に注意されたい。

私の手許には、これに関する英文の研究書もない。ドイツ文の研究書としては、ただ一つ Dr. Stephan Bieri, *Zur Stellung der frühen deutschen Finanzwissenschaft*, Zürich 1968. があるのみである(拙稿「初期ドイツ財政学の一研究について——ビューリ著『初期ドイツ財政学の位置づけ』を読む——」: 成城大学『経済研究』第31号, 昭和45年3月, 所収を参照)。これは19世紀はじめの一世代の間にドイツで公刊された極めて重要な財政学的諸業績を通して, 時の代表的「初期ドイツ財政学」者ヤーコプ, ソーデン Heinrich von Soden, 1754–1831, J. F. E. ロッツ Johann Friedrich Eusebius Lotz, 1771–1838, マルプス Karl August von Malchus, 1770–1840 の「初期ドイツ財政学」説を論評した研究書である。

- 1) この時期の「初期ドイツ財政学」の業績に関しては; ラウのそれについてのみ, 例外的に, わずかながらでも比較的新しい研究文献も存在しているようである。

邦語研究文献としては, 私の手許には, 高木寿一『近世財政思想史』北隆館, 昭和24年の第12章 ハインリッヒ・ラウの財政学説(前掲書, 225–241ページ),

岩下篤広「カール・ハインリッヒ・ラウの近代財政学の基礎確立への功績」: 花戸龍蔵博士古稀記念論集『財政学の課題』千倉書房, 昭和37年, 所収(前掲書, 537–557ページ)がある。

また木村周市朗教授の最新の大著『ドイツ福祉国家思想史』未来社, 平成12年は, ラウの個々の学問的業績の内容に直接立ち入ることを控えつつも, 彼の経済学説の社会科学的特徴や, それがドイツ経済学に与えた影響の大きさや意義などについて, 簡潔に手際よく総括されている。のみならず, この著作に見られる, ラウの後継者とも考えられるアードルフ・ワーグナーの, ラウの学説や人物についての好意的評価についての教授の紹介も, 大いに参考となるであろう(前掲書, 64–68ページ, および440–448ページ)。

私の手許にある英文の研究文献 Keith Tribe, 1949–, *Governing Economy. The Reformation of German Economic Discourse 1750–1840*, Cambridge Uni-

4. 「初期ドイツ財政学」の代表的業績：ラウの『経済学教科書』

前項での「初期ドイツ財政学」の研究書の紹介から推測されることの一つは、19世紀前半における「初期ドイツ財政学」の諸業績の内、学史的にみて最も注目された、ないしは注目さるべき財政学的業績は、おそらくはラウのそれではなかろうか、ということである。では果して現実的にも、「初期ドイツ財政学」の最も代表的な財政学の業績はラウのそれである、ということができるのであろうか。もしそうである場合には、ラウの何という業績がこれに該当するであろうか。ここではこの問題解決のための、一応の準備的考察をしておきたいと思う。

若干極端な形に一般化した表現を使うことがゆるされるならば、そもそもドイツにおいては、ザリーンもいうように、19世紀に足をふみ入れるまで「経済学 *Wirtschaftslehre* というものそれ自体は、従来存在しなかった」と考えてもよいのではなかろうか。

それゆえ、エルランゲン大学神学教授の家に生まれ育ち、J. S. ミルのような早期教育を受けて、早熟の天才ぶりを発揮していた K. H. ラウ。その彼が19世紀はじめ、経済学・財政学研究の舞台に華々しく登場することになった。そして、その研究成果によってラウは、若くしていくつかの賞を手にするようになった。

19世紀のはじめに彼が経済学的・財政学的研究を開始するにあたり、彼が最初に拠って立ったのは、まさに18世紀後半に確立された後期マーカントィリズムのドイツ版ともいえる後期官房学、というドイツの学問の

---

versity Press, 1988. では、その第9章の見出しが *A new orthodoxy : K. H. Rau's Lehrbuch der politischen Oekonomie* となっている（前掲書、183-201ページ）。ただしこの章ではラウの『経済学教科書』全三巻中、最もすぐれた部分といわれることの多い第3巻の対象である、ラウの財政学説に関する記述は見られない。

なお、ラウに関する独文の研究書としては Klaus Sinewe, 1937-, Karl Heinrich Rau. *Persönlichkeit und wissenschaftliche Leistung in moderner Sicht*, 1965. という学位請求論文が私の手許にある。

伝統的基盤の上であったように思われる。そしてその基盤となるべき後期官房学は、「本質的には行政論のままであった」（ザリーンの前引用とこの引用の二つとも Edgar Salin, 1892-1974, Politische Ökonomie. Geschichte der wirtschaftspolitischen Ideen von Platon bis zur Gegenwart, 5. Aufl., Tübingen und Zürich 1967, S. 119.）、ともいえる代物であったのだ。

しかし、次いで若くして頭角をあらわしたラウは、他の同年代の同学の人々に先んずる形で、間なしにスミス『国富論』1776年やその他の英仏古典派経済学の著作を熱心に学ぶことに取りかかる。そして、これらに関するいくつかの原典の独訳を公刊しつつ、個人主義的・自由放任的・小さな効率的政府論をもとに、経済の自然秩序を認識するという手法にもとづいて、経済や財政の全体をいわば経済学的に把握しようとする努力をはじめ、これを続けたのである。

そしてその努力は、スミスの経済学説の基盤の上に、経済や財政について一応官房学とは縁を切った形での経済学的全体把握が、極めて健全でバランスを保って包括的、体系的、百科全書的に、しかも実践的に編成されたものとして、やがて実を結ぶことになった。これがラウの『経済学教科書』初版、全三巻、1826-1837年である。

これは

第1巻 『経済学の諸原理』 Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, Heidelberg 1826.

第2巻 『経済育成の諸原理』 Grundsätze der Volkswirtschaftspflege, Heidelberg 1828.

第3巻 『財政学の諸原理』 二分冊 Grundsätze der Finanzwissenschaft, in 2 Abtheilungen, Heidelberg 1832 und 1837.

の形に編成されたものでもあった。

この著作には、たしかに教科書 Lehrbuch という名称が付せられてはいない。しかし量的・質的側面から見て、これはまさにラウの最重要の最も代

表的な学問的業績であり、しかもドイツの経済学・財政学世界での、はじめの模範的学術書 *Standardwerk* ともいふべきものであったのである。

元来ラウの手になる学術的な著作、論文、翻訳などの業績の数量は、彼の大学教授としての長い経歴や名声に比して、意外に少ないようにも見受けられる。

試みに *Sinewe, a. a. O., S. 138–145.* のラウの著作表にもとづいて彼の業績をしらべてみよう。

1810年代から1820年代にかけての若い時代のラウの、英・仏文などによる古典派経済学者の若干の著作の独訳書の公刊や、同じ時期の十指にもよるパンフレットのような小著作などの発行を除外すると、ラウの重要著作としてあぐべきものは、この『経済学教科書』以外は殆ど見あたらない。

また、ラウのそう多くはない学術論文や項目執筆類では、F. リストの『経済学の国民的体系』1841年 Friedrich List, 1789–1846, *Das nationale System der politischen Oekonomie, Erster Band, Stuttgart und Tübingen 1841.* への二つの長大なる書評的論文 (*Archiv der politischen Oekonomie und Polizeiwissenschaft, 5. Band, 1843, S. 252–297 und S. 349–412.*) をもって、ラウの最高の学問的業績の一つである、とする学者もいるようである (*Sinewe, a. a. O., S. 20.*)。しかし筆者には、これをもってラウの最重要かつ代表的業績とするには、かなりの程度の無理が存するようにも思われる<sup>1)</sup>。

---

1) 周知のようにリストのこの著作は、反スミスの・ドイツ歴史派的発展段階論にもとづく、比較史の方法による経済学抬頭の契機ともなった。さらには国民主義意識と国民の工業教育に特に有効と、彼の偏愛した保護関税政策といった、古典派的自由貿易論攻撃のための重要な武器を提供することにもなった。リストの著作はこれらの点で、非常にセンセーショナルなものであった。

スミスの古典派経済学のドイツにおける代表者として、ラウは直ちに二つの上述リストへの反撃的書評論文を発表したのである。この二書評論文を合計すると、1ページ40行の雑誌の110ページをも占める超長大書評論文であった。もってラウのリストの著作にたいする並々ならぬ関心のほどがうかが

さらに付言するならば、ラウの『経済学教科書』初版の発行時期、およびそれ以降の彼の長い教授活動の期間に亘っても、ラウの著作公刊は数量的にはわずかで、しかも注目すべき価値のあるものは殆ど見あたらない、といった状態である。

ラウは1818年、26歳にしてエルランゲンの経済学正教授に就任、次いで四年後の1822年にはハイデルベルクの経済学正教授となった。以降その死(1870年)に至るまでの、およそ半世紀近くに亘って、彼はハイデルベルクでの地位の高い、偉い正教授であり、国際的にも名声を博した教授として活躍したようである。

このような輝かしい経歴の反映でもあろうか。ラウの唯一ともいいうる

---

われよう。

第1書評論文では、ラウはリストの著作の理論的基礎の議論展開について、紹介し批判する。ラウによればこの著作には、多くの注目すべき、かつ鋭い洞察力のある発言が見られるが、同時に思い違いや、不明確な概念規定、概念などの拡大しすぎた解釈、誇張した表現などが見うけられる。それゆえ、これは新しい(経済学)体系の基盤となるものではない、とラウは総括したのである(前掲誌、297ページ)。

ラウの第2書評論文は、主として近世以降の欧米諸国それぞれの国民の経済生活と経済政策の実際についての、リストの歴史的叙述にたいするかなり詳細な紹介と批判とに充てられている。

リストのこの部分は、彼にとって理論的部分よりもヨリー層の関心事であった、とラウはいう。そして、リストのかかる叙述の目的は、結局各国工業のそれぞれの国民性に応じた保護体系 *Schutzsystem* の下での育成が目的であった、とラウは考える。そしてリストの保護体系への偏愛は、彼をしてこれは諸国民の終局的連合、真の貿易自由への最重要な促進手段として出現するものだ、といわしめたほどのものだ、とラウはいうのである(前掲誌、359ページ)。

リストの著作の所々に見られるイギリスへの怨念、これはリストの一貫した中心的考え方ではあるが、われわれの任務はただドイツ国民経済を不断に発展させることのみ存するのではなからうか、とラウはいう(前掲誌、378ページ)。ただし、高率保護関税のみがドイツ工業の永続的繁栄の唯一の手段ではないこと、もちろんである、とラウは考えるのである(前掲誌、384ページ)。

概してリストの歴史的叙述は、事実の精確な研究が不十分であったり、また誤りもある、とラウはいう。そしてリストの歴史の教訓として生まれる政策への助言などについても、ラウはかなり批判的である場合もある。そして、これらに関するいくつもの事例をラウはあげているのである。

私の理解に大きな誤りがないとするならば、ラウの二つの書評的論文の内容は、ごく手短かにいえば以上のようなものであった。

## K. H. ラウの『財政学の諸原理』初版

主著『経済学教科書』という、ドイツではじめて公刊されたものともいえる経済学の教科書的な(体系的)著作は、ラウの長い教授期間に亘って何度もラウ自身によって改訂された上で、再び世に問われる運命となった<sup>1)</sup>。

『経済学教科書』のように多くの版を重ねた経済学の著作は、ラウ以前の「初期ドイツ財政学」者の著作には見られなかったし、また、ラウ以後の「初期ドイツ財政学」者の著書でも殆ど見られない。この点のみからしてもラウの『経済学教科書』は、他の「初期ドイツ財政学」者の業績とは比較にならないほどの大きな、かつ持続的な反響と影響とを、当時のドイツ経済学界、財政学界に呼びおこし、またおよぼすことになった、と推測されよう。

しかもラウの、当時の西欧経済学界や財政学界などでの高い国際的名声は、ラウのこの『経済学教科書』を、その部分訳をも含めると、フランス語訳、オランダ語訳、ロシア語訳、スウェーデン語訳、ポーランド語訳、セルビア語訳、ルーマニア語訳、イタリア語訳、の八外国語訳の形でも公刊させることになった、といわれる。

いわばラウの主著を、ドイツの『経済学教科書』からヨーロッパ大陸の『経済学教科書』たらしめようと、試みられたわけである。「初期ドイツ財政学」者の著作で、かくもヨーロッパで重視された例は他にはなかったであろう。ただしこの『教科書』の、古典派経済学の祖国の言葉である英訳書が公刊されなかったことは、ある意味で歴史的に皮肉な現象といわねばならないかも知れない。

---

1) 『経済学教科書』のラウ自らの改訂による最終版は、次のようであった。

第1巻	初版	1826年	第8版	1868-69年
第2巻	初版	1828年	第5版	1862-63年
第3巻	初版	1832年	第5版	1864-65年
		および		
		1837年		

(Sinewe, a. a. O., S. 139.)

## K. H. ラウの『財政学の諸原理』初版

それのみではない。19世紀後半にドイツ財政学を西欧財政学の頂点に登りつめさせた「ドイツ財政学の『三巨星』」の随一のアードルフ・ワーグナー。彼はラウ自らの改訂のなくなった時期以降に、この『経済学教科書』をもとに、ワーグナーによる改訂版を出すことによって、自らの経済学、特に財政学の体系的確立をなすべき、決定的第一歩をふみ出すことになったのである<sup>1)</sup>。

かくして当時のドイツおよび西欧世界の経済学や財政学に及ぼした影響の大きさの点で、ラウの『経済学教科書』を最大の「初期ドイツ財政学」の業績であり、その代表作であったといっても大いなる誤りではないであろう。

しかもラウの「初期ドイツ財政学」説は、19世紀後半の西欧での最も代表的、かつ水準の高いドイツ財政学説である、ワーグナー流の国民連帯的福祉国家論的「大きな政府」論的・社会政策的財政学に、直接受けつがれる運命にあったのである。

ラウの『経済学教科書』中の最重要部分がその第3巻であるという定評も、一つにはラウの財政学説が、このワーグナー財政学説の礎石となったことにも由来するのであろう (Erwin von Beckerath, 1889-1964, Art., Rau, Karl Heinrich, in : HdSW., 8, 1964, S. 683 L.)。

ラウの『経済学教科書』をもって「初期ドイツ財政学」説の最高最大の

---

1) 私の手許にあるラウとワーグナーの共著的文献といえるものの発行年次は、次のようである。

1. ラウの『教科書』第1巻の第9版に相当するワーグナーの改訂版、1876年。
2. ラウの『教科書』第3巻のⅠの第7版に相当するワーグナーの改訂第2版、1877年。
3. ラウの『教科書』第3巻のⅡの第6・7版に相当するワーグナーの改訂版、1880年。

おおむね上述した、1, 2, 3のラウとワーグナーとの共著的文献の、ワーグナーによる次の大改訂の版からは、これらは名実共にワーグナー一人の著作として世に問われることになったのである。

代表的業績であり、その Standardwerk と考えたのは、主として以上のような、その学界への影響力の大きさ、強さといった、外面的特徴にかんがみ得ることである<sup>1)</sup>

## 第2節 ラウの経済学体系論

### 1. はじめに

経済、経済政策、財政といった国民の生活領域の、行政論的知識を礎石とする形での、技術的・实际的知識の寄せ集めの観のある官房学を脱する。そしてこれらを、ともかくも経済学の内に包括的、体系的に編成することによって、統一的体系的に理解させようとしたラウの『経済学教科書』。いまやわれわれは、ラウのこの著作を「初期ドイツ財政学」の Standardwerk として、その内容の一端、たとえば、その学説の特色や著作の概要の何ほどかについて、できうる限りラウの原典に即して、直接に学び取るべき段階に到達した。

この場合、私が最少限知りたいと思うことは、第1には、ラウが広義の経済学の領域について、これをどのように考えていたのか、またこれをどのような編成(体系)で把握しようとしていたのか、についてである。このテーマの帰結は、ラウのいわゆる経済学の三分法といった形で伝承され、ラウの時代以降今日まで、ともかくもドイツの大学における経済学の教科書や講義の編成の礎石となっているものようである。これについて見て

- 
- 1) 学説のもつ学界などへの影響力が一番大きかった、ということは、必ずしもそれがその時代の最高水準の学説でもあることへの証拠とはならないであろう。

ラウの『経済学教科書』は、たしかに健全な常識性、学識、平凡性を備えた包括的・体系的教科書としては、当時は高水準のものであったであろう。しかし、その業績に見られる学問的水準の高さ、ないしはオリジナリティの点では、同時代のヘルマンとマンゴルト F. B. W. von Hermann, 1795-1868 und Hans von Mangoldt, 1824-1868 の業績の方が、はるかに高く聳え立っていた、といったシュンペーターの総括的評価にも、また耳を傾けるべきものがあるのかも知れない (Joseph A. Schumpeter, 1883-1950, History of Economic Analysis, New York, Oxford University Press, 1954, pp. 503, 504.)。

ゆくことは、いわばラウの経済学説の全貌を、極めて簡単な形ではあるが、概観することにもなるであろう。

次いでは、ラウの『経済学教科書』全三巻の内、最もすぐれた巻と評されることの多い、その第3巻『財政学の諸原理』の概要と特色について目を通しておきたい。ラウのこの第3巻が、いわば広義の経済学を構成するはずの一部門（財政学）ではあるが、経済理論の単なる一応用領域ではなく、ともかくも一応独立し完結している学問分野としての財政学を、はじめて成立せしめたものといえるほどの歴史的意味をもつ文献、とされるものでもあるからである<sup>1)</sup>。

これら二つの事項について、できる限り私はラウの『経済学教科書』の初版に即して見てゆきたい<sup>2)</sup>。前者の事項は本稿第2節で、後者の事項に関しては本稿第3節で取り扱う予定である。

## 2. ラウの経済学にたいする呼称

ラウは『経済学教科書』全三巻の標題に *Lehrbuch der politischen*

---

1) このことは、たとえば経済学の創始者はアダム・スミスであり、経済学の成立を象徴する業績は『国富論』1776年である、というほどの明瞭性と決定的重要性はもたないであろう。

しかし、それにしても、そしてもし若干の面的誇張がゆるされるならば、広義の経済学の一部であり、かつ独立の学問分野としての財政学の創始者は、一応 K. H. ラウであり、独立した財政学の成立を象徴する業績こそが、『財政学の諸原理』初版、1832年および1837年であった、と考えても、それはあながち大きな誤りとはいえないかも知れないであろう。

2) 私の手許にあるラウの『経済学教科書』全三巻の内、第1巻『経済学の諸原理』のみはその初版ではなく、改訂増補第3版、1837年である。したがって、第1巻にあたる部分の論述は、この第3版に拠らざるをえないことを、予めお断りしておかねばならない。

以下においてラウの『経済学教科書』からの引用ないしはこれに言及した場合は、ただ巻数とページ数のみを示すことにする。たとえば、I, 123ページというふうに。ただし、第3巻の初版は二分冊の形で公刊されている。それゆえこれは、巻数、分冊数、ページ数の形で略記しておきたい。たとえば、III/1, 456ページといった具合に。

*Oekonomie* を選んだ。英・仏文ではなく、当時のドイツ文の書物の題名としては、経済学をこう呼ぶことは、未だ比較的珍しい呼び方であった、といってよいかも知れない。この時までのラウの古典派経済学の研究の進展にともなう自信が、そうさせたのもであろう。ともかく、『教科書』以前のラウの著作などにおいても、経済学（体系）を表現する言葉としては、表立った形では *die politische Oekonomie* という表現は使用されていないようである<sup>1)</sup>。

### 3. ラウの経済学体系——ラウの経済学三分法——について

体系的考察にすぐれた学者ラウの著作『経済学教科書』全三巻は、いわばそのままラウの経済学体系を示すものであった。同時にそれはそれで、当時以降のドイツの大学における経済学関係の講義科目編成の模範ともなるべき経済学の三分法の元祖でもあったのだ。

その三分法とは、

第1が、経済学の諸原理：（純粹・一般）経済理論。

これは政府のあらゆる介入なき国民の自由な私的な経済活動から認識される、固有の諸法則の展開を示すものである（I, 「初版のためのはしがきより」 viii-ix ページ）。

次いで

第2が、経済的繁栄への配慮論、ないしはいわゆる経済行政 *die wirtschaftliche Polizei* 論。

---

1) たとえば、ラウの1825年の小著作『官房学。その本質と諸部門の発展について』*Ueber die Kameralwissenschaft. Entwicklung ihres Wesens und ihrer Theile, Heidelberg 1825.* では、「はしがき」Vorredeの中などでこの表現が見られる。

ラウが著作の標題にまでこの表現を使用するようになった理由については、ただラウ自身は、「この名付け方がテムズ河畔やセーヌ河畔、またネヴァ河から大西洋の彼方にまで慣用とされ、しかも明確であるがゆえに選ばれた」（I, 「初版のためのはしがきより」viii ページ）、とのみ説明している。

第3が、財政学。

第2, 第3の両者は、それぞれ当該領域における政策論ないし応用経済学でもあろう。そして両者のケースでは、とりわけドイツの立法と実際とが大いに配慮されて編纂さるべきもの、とされている (I, 「初版のためのはしがきより」ix ページ)。

ラウにあっては、以上の三部門から経済学体系ないし広義の経済学が編成されている、というわけである。

そしてたとえば、第2の、別の言葉でいえば経済的育成は、これを従来よりも一層完全に論述することが肝要であり、またこうすることによって第2部門の独立性の承認を促すべきである、とラウは考えたようである (II, 「はしがき」v ページ)。そしてこれとほぼ類似したことは、第3の財政学についてもいえる、とラウは考えていたようである。すなわち、財政学は広義の経済学の一部門でありながら、これを一層完全に論述することによって、第3部門である財政学の独立性の承認を促すべきだ、とラウは考えていたと思われるのである。

かの『経済学教科書』初版におけるラウの経済学三分法の展開は、大要以上のようなものであった。

次に問題にしたいのは、では、かかる経済学三分法論はラウのこの著作を俟ってはじめて展開されたものなのであろうか、ということである。

思うにラウの経済学三分法論は、それ以前すでに早い時期からのラウの産物だったのではなかろうか。そして『教科書』では、これを *die politische Oekonomie* の三分法と称した点が、新しかったのではなかろうか<sup>1)</sup>。

---

1) 若くして官房諸学を一つの統一的学問分野として理解することにつとめてきたラウは、にもかかわらず、すでに1812年の最初の大学講義で、新しい(経済学の)学科体系の構成をその官房学の学科体系に対置させようとする努力の徴候が、あらわれていたようである。すなわち、この講義が純粋国民経済学(経済理論)と経済行政(経済政策)との分離の発端となった由である(Sinewe, a. a. O., S. 14.)。しかし私は、これについては資料的には詳らかに

以上の論述からも推察されるように、ラウのスミスの経済的自由主義経済学にもとづく経済学の三分法論は、同時に官僚制国家を背景としたカメラ学的实际性の余韻を強くもつものであった。それゆえに、ラウの三分法の原型の一つとして、官房学体系を思い起してもよい面もあるかも知れない<sup>1)</sup>。

そして、ラウの経済学三分法は

経済理論

経済政策論

財政学

---

なしえない。

また、たとえばラウの小著作『……官房諸学と経済学の概要』1823年(Grundriß der Kameralwissenschaften und Wirtschaftslehre für enzyklopädische Vorlesungen, Heidelberg 1823.)の改訂版ともいうべき前掲『官房学。その本質と諸部門の発展について』1825年は、まさに「官房学的体系の基礎と部門編成とを解明しようと試みたもの」(前掲書, 「はじめに」iii ページ), ともいえるものである。

特にこの小著作の第18節 経済学の内容, は, かなりの程度後の『経済学教科書』の経済学の部門編成と類似した表現を使用してはいる。ただし, 全体的には未だ充分スッキリとは説明しつくされていないうらみがある。

- 1) たとえば, 18世紀後半のPolizeywissenschaft(行政学, 警察学), Handlungswissenschaft(商業学), Finanzwissenschaft(財政学)といった三分法は, 後のラウの経済学の三分法を想起させるに足るものであろう。そしてこれは, 後期オーストリア官房学の代表者ゾンネンフェルスの主著の表題ともなったものである(Sätze aus der Polizey, Handlungs- und Finanzwissenschaft, 3 Bde., Wien 1765-1776.)。これは別の表現を使えば, 基礎的理論部門としての行政学, 基礎理論の応用部門としての経済行政学および財務行政学, の三部門編成といえないこともないであろう。事実ゾンネンフェルスは, この三部門をもって編成される学問を経済諸科学, 国家経済の名称で理解する事もあると述べている(前掲書, 第1巻, 18-19ページの注)。

そして, かかる三分法に則ったゾンネンフェルスの主著は, 初版刊行の後ドイツ語圏の大学などの講義用として広く使われ, およそ半世紀に亘り版を重ね, 1819-1822年にはその第8版が刊行されている(Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz, 8. Aufl., 3 Bde., Wien 1819-1822.)。

ラウの経済学三分法は, いわばゾンネンフェルス流の官房学三学科体系の基礎となるポリツァイ学科部門が, スミス流の自由主義経済学の影響のもと, 経済理論の部門となった経済学三分法として編成し直されたもの, とも見ることができよう。

といった一般的・近代的表現形態で、以降今日まで、とにもかくにも生き残った経済学三分法として、多くの国の大学での経済学講義科目編成の一つの原型となったもの、とってよいであろう。

### 第3節 ラウの財政学説

#### 1. 『財政学の諸原理』の財政学史上の重要性

1826年にその第1巻『経済学の諸原理』を、1828年に第2巻『経済育成の諸原理』を刊行したラウ。彼は第3巻の『財政学の諸原理』を、1832年と1837年にそれぞれ分冊の形で刊行することによって、彼の経済学体系の全貌を示すべき『経済学教科書』全三巻の初版を完結させることができた。

「ラウの『経済学教科書』中最重要な巻は、1832年にその第1分冊が公刊された『財政学の諸原理』である」<sup>1)</sup>、といわれる。

ラウの『教科書』の中、第3巻が最も重要なものであるとされた根拠には、この巻自体がドイツにおける、いわばはじめての財政学の体系的論述の書として、まず、既述のように、いわば独立の学問としての財政学の成立を象徴するかのようなすぐれたものであった、と高く評価されたことがあげられよう。それだけではない。この他にも、なお別の理由もある。すなわち、19世紀後半ドイツ財政学の最盛期を現出させたアードルフ・ワーグナーは、彼自身の財政学体系の構築を考えるにあたり、最初からは自分自身の構想で筆を起すことをしなかった。すでに版を重ねていたラウの『教科書』第3巻の新しい版を土台に、ワーグナーの構想による改訂を加えた、ラウ＝ワーグナー版の著作の形でこれを公表する事からはじめのものを、よしとした点にも求められよう。その意味では、ラウの『財政学の諸原理』は「アードルフ・ワーグナーが後に大部の、ドイツ財政学にとって

---

1) ベケラート、前掲項目、683ページ左。

長い間代表的となった業績構築の礎石となったもの<sup>1)</sup>でもあるのだ。

## 2. ラウ財政学とその基本的思考方法および財政学体系

よほどの刊行が急がれた事情があったのであろうか。巻頭の「はしがき」Vorrede なしで、タイトル・ページの次は目次、続いて本文という形で、ラウの『教科書』第3巻『財政学の諸原理』の初版の第1分冊が公刊されたのが1832年。にもかかわらず、第3巻の完結にはなお五ヶ年を要し、1837年付録やレジスターを除いた本文のみで711ページにも達する大冊として、これは完成した。かくて1826年にその第1巻が公刊されたラウの『経済学教科書』初版は、1837年全巻完結をみたのである。そして『教科書』は、字義どおりラウのライフ・ワークとなった次第である。

「はしがき」なき『財政学の諸原理』では、ラウは本文冒頭の「序論」Einleitung で、自身の財政学への基本的考え方を簡単に記述している。

ラウにとっては一般経済学、経済育成学と並んで、広義の「経済学 die politische Oekonomie の一部門である財政学は、政府経済の最善の構築に関する、ないしは国家需要の物的財貨による最善の充足様式に関する学問である」(Ⅲ/1, 4ページ)、とされた。しかもその財政は、政府権力のすべての施設や事業に物的補助手段を付与すべき、政府活動の不可欠かつ最重要の部門である(Ⅲ/1, 5ページ)。

ラウは自らの財政学の全体系構築のためには、その基礎となるべきものとしての「財政学の最も一般的諸原理」を作り上げねばならない、としている。

この場合、まず「財政も一つの経済として、経済の目的に応じ、各経済活動主体の利益にかかわる一般的諸原理に服さねばならない」(Ⅲ/1, 5-6ページ) ことになる。

もちろん、財政学の一般的諸原理の作成は、ここからだけのもので充分

---

1) ベケラート、前掲項目、683ページ左。

K. H. ラウの『財政学の諸原理』初版

というわけのものではない。これをも含め、ラウは財政学の一般的な諸原理を作り上げるべく主として取り込む基礎的学問を、以下の三つのものに総括した。諸原理はこれら三つを合わせたものから作られることになる、というわけである。以下の三つの学問とは、すなわち、

- 1 一般経済的
- 2 哲学的＝国法的小よび政治的、概して国家科学的
- 3 国民経済的

学問である（Ⅲ/1, 11 ページ）。

続いて後期官房学の代表者たちの学説、および特にスミスの自由主義的経済学説の意義に注目しつつ、財政学の歴史を展望して「序論」を終結させたラウ。彼は次いで自らの財政学体系にしたがって、財政の個々の領域の具体的内容の学問的論述に入る。

ここでまず、ラウの財政学体系について、『教科書』第3巻に即してその個別的領域を内容目次的に示すと、次のようになる。

なお、ここで示されているページ数は、それぞれの編のページ数であり、付録、レジスターなどを除いた第3巻の本文の総ページ数711ページに占める、それぞれの編の割合が、ここから明らかになるであろう。

序論 22 ページ

第1編 国家経費論 56 ページ

第2編 国家収入論 480 ページ

- |  |   |           |
|--|---|-----------|
| 1. 政府資産利用の私的営利収入論<br>2. 高権からの収入論<br>3. 手数料からの収入論 | } | (191 ページ) |
| 4. 租税収入論 (289 ページ)                               |   |           |

第3編 国家収支関係論 106 ページ

1. 収支均衡論

2. 国債論

第4編 財政の外的組織概観論 47 ページ

1. 財政諸官庁論

2. 財政特有の事務形式論

a 財務会計制度綱要

b 予算制度綱要

c 金庫制度論

計 711 ページ

ラウの財政学体系を構成しているこれら個々の部門に関して、ラウの著作の論ずる所の概要やら特徴やらについて、次に順次要約しておこう。

3. ラウの国家経費論

ラウの財政学体系の論述は次のようであった。まず著作の第1編で、国家権力のもつべき目的や任務などから、それを遂行するために必要とされる国家経費について論述する。次いで第2編では、この経費額の調達のための国家の諸収入手段について論述する、という順次のものであった。

古典派流の財政学書、ないし「初期ドイツ財政学」流の財政学書においては、経費について、その著作の冒頭の編章で、しかもある程度詳細に論及する例は、比較的稀であるといわれる。

アダム・スミス『国富論』1776年、第5編第1章や、ラウ『財政学の諸原理』初版、1832年と1837年、第1編(1. Buch)での経費の論述は、その数少ない例に属するもの、といえるであろう<sup>1)</sup>。

---

1) 「初期ドイツ財政学」での比較的有名な概論書の例を二つあげておこう。

一つは、ラウの『財政学の諸原理』に次いで代表的な「初期ドイツ財政学」の概論書といわれる、ヤーコブの『国家財政学』初版、全二巻、1821年である。ここでは、「序論」に続く第1編 国家収入論、に全巻の半分以上のページ数を割いてこれを論述する。そして次の第2編 国家経費論、には全巻の一

ラウは経費の論述に、この著作の 56 ページ分を充当しているが、それでもなお国家収入論には、その八倍以上もの紙幅を割いていることに注意すべきであろう。

ラウはその経費論における重要ルールとして、あらゆる経済のケースと同じく、財政における経費の主要ルールをなすものを「節約 *Sparsamkeit* の原理」に認めた。そしてこれは、同じ目的は最少経費で達成せしめ、同額の経費では最大の効用を生ぜしむべし、という経済的賢明さ *die wirtschaftliche Klugheit* と公正さ *Gerechtigkeit* を求めることであったのだ(Ⅲ/1, 26 ページ)。

さらにラウは、一部は古典派経済学説にならいつつ、いくつかの経費分類論をも示している。すなわち、

- ┌ 直接生産的経費
- ├ 間接生産的経費
- └ 不生産的経費
  
- ┌ 經常費 ┌ 毎年定額の経費
- ├ ┌ 毎年異なる額の経費
- └ 臨時費
  
- ┌ 宮廷費
- ├ 民政費
- └ 軍事費

といった比較的古典的かつ常識的な経費分類論がその一例である(Ⅲ/1, 25-36 ページ)。

---

割程度の紙幅が割かれているのである。

第 2 の、マルフスの『財政学と財務行政概論』全二巻、1830 年 C. A. Freiherr von Malchus, *Handbuch der Finanzwissenschaft und Finanzverwaltung*, 2 Bde., Stuttgart und Tübingen 1830. も、ヤーコプのケースと同様である。すなわち、第 1 巻の「序論」に次いで、全巻本文のページ数の 2/3 ほどを費やして国家収入について詳述する。そして第 2 巻 財務行政論、の一部として、国家支出についての論述に全巻の数パーセント分を充てているのである。

ラウは大小さまざまな国の、統治形態の相違をも考慮した上での、経費額や経費構成の種々相などを、充分整理した上で、とまではいいがたいが、ともかくもやや歴史的にも概観している。さらにラウは、次のような政府業務の個別的経費グループについて、そのそれぞれを理論的というよりは、むしろ实际的・技術的側面を重視した、簡単な論述をして、ラウ自身の経費論をしめくくっている。すなわち、たとえば政府経費ないし統治経費 *Regierungsausgaben* を

司法費

警察関係費

外務関係費

国防費

経済育成費

国民教育費

財務関係費（徴税費、国債費など）

などに分類した上で論述しているのである。

ここでもラウは、これら諸支出のそれぞれについて、最も経済的な支出のあり方、すなわち、その目的達成の見地からする最も効率的な支出（ないしは最も節約的支出）のあり方などに、かなりの力点をおいて論じているのである。

#### 4. ラウの国家収入論 1——国家諸収入一般——

上述した国家任務の遂行のための国家経費の論述を受けて、ラウは次の第2編では、国家需要に充当すべき国家の諸収入について論ずることになる。すなわち、ラウの国家収入論は、彼の財政学論から発生した目的である「国家需要の物的財貨による最善の充足様式」（Ⅲ/1, 4ページ）の探究を旨とするのだ、といってよいであろう。

ラウは自らの財政学体系の論述にあたって、国家の諸収入の論述におよ

そ480ページ、『財政学の諸原理』本文711ページの約3分の2の紙幅を割いている。それだけでもラウが、自らの財政学体系においていかに国家収入の側面を重視していたか、が推測されるであろう。

ラウは自らの財政学体系の内、国家の諸収入を次のような収入種類への分類論を基礎に、体系的に編成して論ずることにした。

その第1は、国民への強制のない政府の私営営利 *Privaterwerb* 収入種類のものであり、第2は、国民への義務となるべき政府の公課 *Auflage* である。そして前者は、一応、国家資産の利用による眞の営利収入種類と、高権にもとづく収入種類、いわゆる *Finanzregalien* とから構成される。後者の公課は、手数料 *Gebühren* と個別的反対給付のない租税 *Steuern* とに、一応分けられる。

ラウは、これら四国家収入種類のすべてにたいし、そのそれぞれが国庫の利益と国民の繁栄 *Wohl* となるべき、次の四つの一般的要件を提示している(Ⅲ/1, 80ページ)。すなわち、

- 1) いかなる国家収入も、既得権ないしはまた永遠の理性法則に基礎づけられた諸権利を侵してはならない。
- 2) あらゆる国家収入は、それが国家需要の充足と結びついて、ゆたかな財貨製造、製造物のよい分配、活潑な取引、合目的財貨消費といった国民経済的諸目的を、できうる限り侵害すべきではない。
- 3) 国家収入というものは、それが市民の経済状態にたいしてもたらしうる諸結果を抜きにしても、なお、たとえば、風紀、安全などに阻害的作用なしであるべきだ。
- 4) 国家収入は、時間的に正確な、安全確実な入金によって、国家家計における秩序維持に役立つねばならない。

国家諸収入のそれぞれに、一様に提示さるべき一般的要件について、以上のように述べたラウは、次いで国家収入体系を構成している個々の収入種類の論述に入る。

ラウの国家収入体系の内、その第 I 収入種類の第 1 番目にあげられているのは、政府所有の土地や資本などの国家資産の利用から生ずる国家収入である。これらの内とりわけ、ドメーネン (Domänen 官有地) の利用からの「政府の所得は最古の所得である」(Ⅲ/1, 87 ページ) とされている。

また、第 1 国家収入種類の第 2 番目のグループにあげらるべき、高権を利用させることからの諸収入フィナンツ・レガリエンもまた、かなり古い時代から、鉱業、塩業、硝石、狩猟、漁労、鑄貨、郵便、賭博など、いろいろの種類の特権使用料 (レガール) の形で、比較的古くから存在していたようである。

第 2 の国家収入種類である公課の内、その第 1 に属するものは、時として間接税の一種とも見られる手数料収入である。これは市民が政府ないし政府施設に接したときに、費用の一部弁済として支払うものである。ラウは十二種類にもものぼる手数料を数えあげ、その一々について、こまごまと論評を加えている。ただし、手数料についてのラウの概念規定や、収入種目の所属決定には、若干の曖昧さが残されているようにも思われる。

とにかくラウは、租税収入を除いた上述三つの国家収入種類の論述に、190 ページほどの紙幅を割いて詳細に論じているのである。

「キリスト教文明諸国における通常の〔国家〕収入種類の考察」(Ⅲ/1, 79 ページ) としながらも、当時までのドイツの有産者的国家財政の現実を直視したラウ。これは、ラウの時代までのドイツを中心とする国家収入において、これら三種のものが、今日想像されるような役割より、はるかに重要な量的・質的役割を担ってきたことの反映でもあったのであろう。ラウはここでは、かつての官房学者たちのように「その〔国家収入の〕長所および短所を明らかにし、一般論と並んで、これをこえて、そこここで一般ルールの遵守を困難にさせているかも知れぬ特別の事情について示唆」(Ⅲ/1, 79 ページ) したり、個々の収入種目の改善や存廃についてまで、立ち入って論じているのである。

また他方において、自由資本主義的無産国家ないし租税国家 *Steuerstaat* の上に立っているはずの、英仏古典派経済学を基礎に、自らの財政学体系の確立に努めようとしたラウ。このためにも、国家収入の第2の種類第2番目のものであり、かつ国家収入種類の最後のものでもある諸租税収入についての、ラウの論述をかえりみる必要が一層切実なものとなるであろう。

ところでラウは、国家収入の第2の種類のものについて、これは歴史的には第1の国家収入種類の補完収入として生まれたものである、としている。「それゆえ、今日の諸国家では疑いもなくそうであるように、公課が国家の諸営利収入の補完として、国家の需要の充足のために必要となる所では、公課を正当化されたものと見ることもゆるされる」(Ⅲ/2, 8ページ)、というわけである。

このような公課収入の見方は、ある程度有産者的国家観の色彩をもっていたラウの、当時の国家諸収入の現実的あり方の素直な反映であったのかも知れない。

しかしラウは、租税の議論のみに290ページ近くを費やして、並々ならぬ努力を払ってこれを種々論評している。それゆえここでは、見出しを改めて、ラウの租税論を紹介しておきたいと思う。

## 5. ラウの国家収入論 2——租税論——

ラウのあげる国家収入種類の内、第4番目の、そして最後のものは租税収入である。

租税は、個別的反対給付とは関係なしに、個々の公民 *Staatsbürger* の資産状態 *Vermögenszustand* に応じて課徴さるべき「派生収入というもの」である、とラウはいう(Ⅲ/2, 1ページ)。

租税は有産者的国家を背景に、上述1, 2の国家収入種類、すなわち、国家の営利的収入のみでは不十分の場合に、これら国家収入の補完収入と

して成立したものである。それゆえに、これら国家収入の補完としての租税を必要とする所では、租税はまた正当とされることにもなるのだ。

そして君民共同の繁栄を旨とする有産者の福祉国家観のもと、「国家権力の公課を課す権限には、公民の〔納税〕義務が相對峙している」(Ⅲ/2, 8ページ), とラウは考える。かくて「納税義務は公民的關係の単なる帰結というものにすぎない」(Ⅲ/2, 8ページ)として、ラウは公民の納税義務をもって、租税の根拠としたのである。

以上が租税についてのラウの基本的な考え方であった。かかる租税観を背景に、ラウは諸租税全般にかかわる問題二つについて、自らの見解をここで略述している。その第1は、後々のドイツ財政学において租税論の伝統的最重要テーマの一つとなった、租税原則論の問題である。

ラウによれば、課税の最高の諸原則は次の三ヶ条に総括される。そしてその内、第1、第2の原則は、ラウの課税の根拠論のストレートな表現ともいえるものであった。すなわち、

「1) すべての公民は公課を負担すべき責任がある(公課の普遍性 Allgemeinheit)」。

「2) すべての市民は同じルール、また同じ尺度によって国の公課に引き入れらるべきである(公課の同形性 Gleichförmigkeit)」(1), 2) とともにⅢ/2, 8-9ページ)。

ラウの定立した「第3の租税の主要原則」は、

3) 「諸租税はできうる限り純所得に応じて分配されねばならない」(Ⅲ/2, 18ページ), というものであった。

これはすべての納税義務ある国民の、給付能力に応じた課税を要請するものである。

他方において「国民資本の保護は……あらゆる租税体系への不可欠の要請というものである」(Ⅲ/2, 15ページ), とするラウ。

ラウにとっては、納税者各自の租税給付能力は公民の資産状態に応じた

ものであり、それは結局、その純所得で表現されることになる。この場合、ラウは純所得に関し、租税技術的・経済的考慮からして、「規則的に反復される所得が……諸租税が持続的に、深い決定的な経済的不利益なしに汲みつくしうる最善の源泉なのである」(Ⅲ/2, 17 ページ)、としているのである。

ラウにとっての諸租税一般の、もう一つの重要テーマは、租税負担の転嫁の議論を含む租税の経済作用論であった。

ところで、「租税理論は主として経済学その都度の発展に条件づけられている。それゆえ、それはアダム・スミス以降はじめて学問的立場をとることができたのである」(Ⅲ/2, 7 ページ)。このように考えるラウは、「諸租税は国民所得の分配を著しく変化させる。それゆえ、それぞれの種類の租税がもつ諸作用の研究は、経済学の応用というものである」(Ⅲ/2, 2 ページ)として、租税の経済作用論を取りあげたのである。何よりもラウは、「かかる諸作用の研究は租税理論の最重要の任務の一つである……」(Ⅲ/2, 29 ページ)と主張しているわけである。

ただラウのここでの論述は、課税によって納税者が相対的になしで済ませうる享受を制限せざるをえなくなる。するとそれが、今まで使用されていた財の販売を減らし、財の価格を低下させる。これが製造業者の生産量を減ぜしめ、ついには財の価格が元どおりにもどる、……といった課税の経済作用の、いわば循環的連鎖を紹介するにとどめている(Ⅲ/2, 30 ページ)。

そしてラウのここでの課税の経済作用論の大部分は、価格現象を通しての租税負担の移動の様相、いわゆる租税負担の転嫁論の形で、前転、後転などの転嫁形態につき、いくつかの経験則を樹立する形で展開されている。ここではわれわれも、この線に沿ってラウの論述する所を、要約するにとどめたい。

ラウはここでは、六つの異なった条件下での、それぞれの転嫁のあり方の一般的経験則を箇条書的に示している。すなわち、

「1） 租税というものは、それが大多数のさしあたりの納税者が行動様式の変化にせきたてられ、こうして需要と供給との変化した関係によって価格を変化させる場合にのみ、転嫁されうる」(Ⅲ/2, 32 ページ)。

「2） ある商品の買手から売手への〔租税の〕転嫁は、逆の転嫁よりもいちぢるしい程度稀にしか生じない。課税された者の支出の制限は、非常に多様な商品にかかわりうるからである。この場合、各商品の販売のわずかな減少は、容易に市場にもたらしべき在庫の同様な減少で、埋め合わせられるのである」。

「3） 買手への転嫁は、〔たとえば関税などのケースで〕すべての売手がそれを供給の制限によって生ぜしめようとする、同じ強さの動因をもっている所では、最も容易に成功する」(2, 3) ともⅢ/2, 33 ページ)。

「4） その収入がすでに定められているがゆえに、支給 *Leistungen* の値上げによる租税の他者への転嫁というものは、……〔たとえば国家の官吏などの〕納税義務者の若干階級では全く不可能である」。

「5） その額が売りにだす商品の量によらない租税は、転嫁に非常に不適切である」。

「6） 特にたとえば、土地ないし労働といった個々の財貨源泉の収益にかけると定められている租税にあつては、被課税者がその源泉の別の使用によって、ないしは公課の別の機構によって、租税を回避し、そしてより高い所得というものを手に入れる手段を見つけだすか否か、が重要問題である」(4, 5, 6) ともⅢ/2, 34 ページ)。

租税転嫁を左右すべきラウの六つの一般的経験則は、以上のような容易には理解しにくい表現のものであった<sup>1)</sup>。総じて課税の経済作用のテーマ

---

1) その租税転嫁学説史において、ラウの転嫁論を折衷説のグループに属せしめたセリグマンは、ラウの『財政学の諸原理』改訂増補第5版、1864年、に拠って、七つのものに整理され定立された、ラウの転嫁七原則を紹介している。そしてセリグマンは、ラウのこの七原則は「特殊諸問題の研究に少なからず役立つ」(Edwin R. A. Seligman, 1861-1939, *The Shifting and Incidence of Taxation*, Fifth Edition, New York, Columbia University Press, 1927, p. 191.), と

についてのラウのここでの論述は、まだ体系的というほどでもなく、また比較的オリジナリティにも乏しいもののように、私には見うけられた。

『財政学の諸原理』初版の中で、290 ページほども費やしている租税論。しかし、その中の230 ページほども占めているのは、諸租税を後のいわゆる直接税グループ（ラウのいう *Schatzungen*）と間接税グループ（ラウのいう *Aufwandssteuern*、これには関税も含まれる）に分類した上での、それぞれの税種についての具体的叙述である。ここではそれぞれの税種についての官房学者的な、また百科全書的な説明が見られる。また今日の日から見ると、たとえば、地租の項目には約60 ページを、一般所得税の項目にはわずか6 ページほどを割くといった、論述の精粗の一見非常に奇妙なアンバランスも見うけられよう。国民の税源である純所得に応じた課税原則の主張者であるラウの叙述としては、これには若干納得のゆきかねるものがあるであろう。しかしこれは、ラウ『財政学の諸原理』初版公刊の1830年代までのドイツを中心とした、諸租税それぞれの現実的重要性の軽重などから見て、仕方のないことであつたのかも知れない。

## 6. ラウの公債論および財政の組織論

ラウの『財政学の諸原理』初版の第3編は、国家の収入と支出との（均衡）関係について取り扱う。就中ここで問題なのは歳入不足である。平たくいえば、ラウはここで公債をめぐる諸問題について、およそ100 ページ余りを充てて論じているのである。ラウのこの議論については、すでに私は、同じラウの原典に即して比較的詳細に論評したことがある。またラウの公債論は、19世紀前半の「初期ドイツ財政学」の最も代表的な公債論とはいいがたい、と私は考えている。これらを考慮して、ここではラウの公債論については簡単に紹介するにとどめたい<sup>1)</sup>。

---

一応高い評価をしている。

1) 前掲池田浩太郎『公債政策思想の生成と展開』の第2編、第4章「初期ド

さて、古典派的経済理論の研究の上に立つラウは、財政の秩序とよき運営に関しては、必然的に財政収支の均等をもって秩序ある、かつ永続的に有益な状態と考え（Ⅲ/2, 293 ページ）、またこれを不可避免的に要請するものである、と考える（Ⅲ/2, 290 ページ）。

しかし、現実的に財政収支の均衡維持が困難な場合の調達財源の選択に関して、ラウはこれを、

1. 臨時的・一時的収入の利用
2. 備蓄基幹財産の漸次的取りくずし
3. 国債発行

という三つの方策に総括した（Ⅲ/2, 290-291 ページ）。

そして第2の方策に関しては、ラウは当時すでにそもそも財宝備蓄自体、国家として不必要であり、賢明でもなく、非合目的なものであると考えた。それゆえラウは、まず税収増大策を考え、これが非常に困難ないし不可能な場合に限ってのみ、起債による収入増加を取りあげたのである。その根拠としてラウは次のように考えた。国債は資本を喰いつぶし、生産的投下から資本を引き抜くことになるが、租税調達の場合には、一定の限度額までは、納税者は収入から支払い、資本を侵害せず、したがって生産の制限をしないですむからである（Ⅲ/2, 303 ページ）、と。

---

「ドイツの『イット財政学』の公債政策思想、第2節 ヤーコブとラウの起債原則論、第3節 ヤーコブとラウの公債政策思想の学説史的意義、を参照されたい。

なお、ラウの公債論をもって19世紀前半の「初期ドイツ財政学」の公債学説の代表とするのは、全く困難であると私には思われる。ネーベニウスの大著『公信用』初版、1820年、再版、1829年、が存在するからである。

ロツジャーをしていわしめたように、この書物は、経済理論的には古典派の立場に立ちながらも、公債の理論、歴史、制度、政策を統合的に論述した点で、「ドイツにかけて存在した経済学文献の中で、おそらくは最善の研究書であり、しかもこれは、もちろん、どの国の言葉であれ、国債について書かれたものの内、最重要な労作なのである」(Wilhelm Roscher, 1817-1894, *Geschichte der National-Oekonomie in Deutschland*, München 1874, S. 957.)。

ネーベニウスのこの書物の内容などに関しては、同じく前掲拙書、第2編、第4章、第4節 ネーベニウスの公債政策思想、を参照されたい。

上述1, 2による調達で間に合わない、巨額で緊急な調達が必要なケースに限ってのみ、いわば必要悪の最後の選択の形で起債による充当がゆるされる、とラウは考えるわけである。それもできうる限り少額に制限すべきである。起債は国民の経費支出制限に関するいわば健全な感覚を弱めることになる、と考えられるからである。

さて、公債論の伝統的重要テーマの一つである起債原則（論）についてのラウの積極的・具体的見解は、ここでは明瞭な形では見ることができないようである。

まず、経費支出の種類や性質ないし目的の側面から構成さるべき起債原則は、いま述べた巨額、緊急調達の迅速性が必要となるケースを除くと、ラウの論述の内には見あたらない。しかし、ラウも古典派経済学者たちと同じく、起債による経費支出はすべて臨時経費の形で、しかも不生産的的目的に支出をなすことになる、と考えていたことは明瞭であろう。

また、起債原則論を構成すべき第2の側面である、調達すべき資金の性質の側面について考えてみる。ラウによれば、租税調達のケースとは異なって、「……公債は資本を喰いつぶし、またしたがって資本を生産的投下から引き抜くことになる」（Ⅲ/2, 303ページ）。それゆえに、国民経済の生産性の面から見て、一定限度までは生産を制限することなしに達成させよう租税調達を、起債調達よりも優先させることを原則とすべし、とラウは考えていたと推測されるであろう。

起債調達をもって、その分の負担を後の年々の人々に移すものとするラウの、国債累積にたいしてとるべき減債措置についての見解を紹介しておこう。

その第1は、国債の元利払いの全部ないし一部破棄、いわゆる国家破産という減債手段についてのラウの見解である。これは国民経済的には私的破産から類推されるほどの大きな悪結果を生むものではないにせよ、結局、諸収入の慣習的分配に大いなる動揺をあたえ、多くの家族の富裕を破壊し、

大量の貧困を生み出すことになる（Ⅲ/2, 369ページ）。それゆえ、ラウはこの措置は極力避けるべきだ、というのである。

その第2は、一見非常によいと思われがちな、減債基金制度などによる「厳格な減債プラン *der strenge Tilgeplan* とは反対に、自由な分割償還様式 *die freie Tilgungsweise* の方がより合目的であるように思われる」（Ⅲ/2, 382ページ）、とラウが結論している見解である。

総括的にいうならば、ラウの公債論の編は他の編と比較して、未だ若干体系性に欠け、漠然としていて把握しにくい所もある。

「国民が公信用を減ぼさなければ、公信用が国民を減ぼす」というヒューム David Hume, 1711-1776 の徹底した公債敵視的態度。スミスないし古典派経済学は、これをそのまま受けつぎ、公債の経済学を展開した。

ラウはこれよりもやや現実妥協的態度に終始したにせよ、ともかくも彼の公債論は、一応、古典派経済学的公債論の垂流であり、その19世紀前半での「初期ドイツ財政学」版であった、とはいつてよいであろう。

ラウの『財政学の諸原理』初版の最終編である第4編は、わずか50ページ足らずが「財政の外的組織の概観」に充てられている。

財政事務処理のための中央・地方官庁、所管別の諸財政官庁、そのそれぞれでの記帳の仕方、諸予算や諸金庫の制度や運営事務などまでを、当時のドイツにおける実際を中心に、簡単な紹介と批判とを、ラウはなしたのである。まさに官房学的財政実務のルールといった、技術的・事務的側面が、ここでの論述の大部分を占めている。それゆえ、ここでは、これらについての紹介は省くことにしたいと思う。

とはいえ、ここでの論述の内には、後のドイツ財政学の伝統的研究テーマの一つとなったものの萌芽も見られないわけではない。予算原則にかかわるラウの論述など、その一例であろう。

一応「それなくしては秩序ある国家家計は可能ではないであろう」「予算……は、期待さるべき収入と企図さるべき支出との、間近な一期間（年）

の算定である」(Ⅲ/2, 432 ページ)。そしてこの「よい予算の本質的条件というものは、その完全性 *Vollständigkeit*」(Ⅲ/2, 435 ページ)にある、とラウは考えている。そして彼のこの考え方は、大まかにいって、あらゆる収入・支出種類(項目)とそのそれぞれの総額のすべてが、あます所なく予算組織全体の中に計上される方式のものによって、これが実現されると考えているようである。換言すれば、ラウはまず、最重要な予算原則をその完全性に認めた、と考えてもよいわけである。

残念ながらラウは、ここではこれ以上立ち入って体系的に予算の諸原則について論ずることはしなかった。しかしラウは、予算項目のすべての省庁毎の完全かつ厳格な特殊限定性 *volle Specialität* の遵守は賢明とはいえないであろう(Ⅲ/2, 437 ページ)とか、実際的には収入を若干手堅い額に、支出を若干ゆるやかに、見積って計上するルールによって、予算額を予算の本質に合ったものとすべきだ(精確原則の一達成方式。Ⅲ/2, 435 ページ)等々、後の時代に樹立されたいわゆる古典的予算原則体系を構成する、幾つもの原則、たとえば、完全原則はいうにおよばず、公開原則、事前決定原則、精確原則などの要素には、ラウの議論は萌芽的ではあるが、個別的には若干ふれることにはなっているのである<sup>1)</sup>。

---

1) ラウがいわばはじめて予算原則 *die Budgetprinzipien* らしいものに直接言及したともいえる、以上のような 1837 年の論述の後 22 年にして、彼は百科事典の一項目として「予算」を執筆する機会をもった(K. H. Rau, Art., Budget, in: *Das Staats-Lexikon. Encyclopädie der sämtlichen Staatswissenschaften für alle Stände*, hrsg. v. Karl von Rotteck und Karl Welcker, 3. Aufl., 3. Band, Leipzig 1859, S. 115-126. 本稿の注でのこの「予算」からの引用は、単にページ数のみ記しておく)。

木村周市朗教授の好意に満ちた尽力によって、幸いにも筆者はこの文献に接することができた。参考のために、予算原則に関するラウのこの「予算」での記述をも示しておこうと思う。

この事典では、ラウは次の四本の柱を中心に予算原則体系が成り立っている、としている。まず、

「1) 完全性。すべての本当の国家諸経費とすべての国家諸収入……とが記載されるべきである」(117 ページ)。すなわち、あらゆる国家経費と国家収入とは、予算組織全体の内に余す所なく取り扱いうるようすべきだ、というラ

× × × × ×

筆者の理解に大きな誤りがないとするならば、ラウの『財政学の諸原理』初版における彼の財政学体系とその内容の概要とは、おおよそ以上のように要約できるであろう。

いくつもの不十分な点が見うけられるにしても、ラウのこの著作が一応「初期ドイツ財政学」の最も体系的、かつ最も代表的な *Standardwerk* であったとすることには、特に異論は生じないものと思われる。

社会科学としての経済学の創始者がアダム・スミスであり、彼の著作『国富論』1776年によって、はじめて独立の学問としての経済学が成立した、といった事柄は、きわめて明瞭でしかも重大な意味をもつ通説といえるであろう。

しかし、経済学の成立のケースほどには重要性はないにせよ、さらに歩をすすめて、広義の経済学を構成している柱の一つであり、かつ独立の学

---

ウの従来からの見解が、ここでは非常に重要なものとして、そのままくりかえされているのである。これなくしては、予算は包括的・経済合理的計画としての本質を充分有効には発揮しえない、とラウは考え続けてきたからであろう。

次いでラウは、新たに次の三つの要件を予算原則としてあげる。

「よい配列、これは全体の容易な概観と個々の部分の正しい認識とをできるようにさせるものである」(119 ページ)。これは後の時代のいわゆる予算の明瞭 *Klarheit* 原則の定立に相当する、と考えてよいであろう。

次いで、

「3) 予算見積りは確かな根拠のあるものとすべきである」(120 ページ)、と。これは後の時代のいわゆる予算の精確 *Genauigkeit* 原則に近似していよう。

そして最後に

「4) 経費とその支弁に使われる資金とは、均衡が見らるべきである」(121 ページ)、と。これは予算が均衡を保てぬ可能性のある場合には、原則的には収入(税収)増加か経費削減という手段によって、財政収支見積りを予め均衡さすべしという、いわば健全財政主義を予算の原則として謳ったことになるであろう。

『財政学の諸原理』初版、1837年における予算原則にかかわる記述と比較すれば、事典でのラウの予算の四原則の定立は、結論的にはかなりの程度体系化された論述とはいえよう。しかし依然として、官房学的・財務行政技術論的色彩の強い記述でもあった、といわねばなるまい。尤もこれは予算原則という対象のもつ性格上、やむをえない面もあるではあろうが。

## K. H. ラウの『財政学の諸原理』初版

問としての財政学の成立や創始者を問うてみよう。

この問いにはまず、明確な答えが出しにくい側面がある。だが強いて答えるならば、財政学の成立はおおよそ19世紀前半の事柄であり、それへの有力な貢献者はK. H. ラウであった。すなわち、それはドイツ土着の官房学的基盤の上にスミス経済学的学識を貫いて完成された彼の著作、『財政学の諸原理』初版、1832年および1837年の成功に、主としてよるものであった。こう考えることにも、それなりの眞実性があり、それゆえ、異論の余地はあるにしても、なおこう主張することもゆるされるであろう、と筆者には思われる。

この著作の初版発行以降も、その死に至るまで改訂を重ねてきたラウ。ラウのこの著作は、19世紀後半の半ば頃に至ってアードルフ・ワーグナーによって直接引き継がれる運命にあった。これによってラウの財政学説は、ドイツ財政学のかかなり長期に亘る全盛期を現出させ、しかもこれを支える一要素ともなる、といったドイツ財政学史上の歴史的重要性を担うことにもなったのである。